

市有施設（その5）自動販売機設置業者募集要項

1 趣旨

この要項は、市有施設（その5）への自動販売機設置に際し、自動販売機設置業者（以下「設置業者」という。）を公募方式により選定するため、公募条件等に関し必要な事項を定めたものです。

2 参加資格要件

参加資格は、2024（令和6）年2月1日現在において下記の条件を満たす法人又は個人とします。

- （1）契約その他の法律行為を行う能力を有する者であること。
- （2）破産者で復権を得ない者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後であって、業務運営に支障がないと認められる者を除く。
- （4）釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- （5）釧路管内に本店、支店又は営業所等の事業所を有する法人又は個人で、住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- （6）自動販売機の設置業務について3年以上の運営経験を有すること。

3 自動販売機設置施設概要

- （1）市有施設 6ヶ所（詳細別紙『自動販売機設置施設概要一覧（その5）』のとおり）

4 設置を募集する自動販売機について

- （1）飲料部門 各施設1台設置（計6台）
- （2）設置箇所 別紙『自動販売機設置施設概要一覧（その5）』のとおり
- （3）設置条件

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第4項の規定に基づく行政財産目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を受け、その許可条件を遵守するとともに、使用料を確実に納付すること。

イ 設置に必要な各種法令に基づく許認可などは設置業者が取得すること。

ウ 設置、撤去についての費用は、設置業者が負担すること。

エ 設置許可を受けた箇所について、他の者へ転貸しないこと。

オ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、所管課の指示に従うこと。

カ 販売品目は飲料品（牛乳を除く）とし、容器は缶、ペットボトル、紙パック、ビンとする。
また、セレクト数は別紙『自動販売機設置施設概要一覧（その5）』のとおりとする。

キ 紙コップでの販売及び酒類の販売は認めない。

ク 販売価格は一般市場価格と同等又は一般市場価格以下とする。なお、販売価格の差異が設置業者選定に影響するものではない。

ケ 別紙『自動販売機設置施設概要一覧（その5）』表中、特記事項に記載している内容を遵守すること。

（4）維持管理責任

ア 自動販売機の管理

自動販売機の維持管理、商品補充、金銭管理等は設置業者が行うこと。盗難、機器の破損などの不測の事態への対応、経費負担については設置業者が行うこと。

イ 清掃

自動販売機及びその周辺を清潔に保つこと。

ウ 廃棄物の処理

空き缶、空きボトル、空きパック、空ビンが散乱することのないよう、販売品目にあった回収ボックスを設置し、責任をもって回収・処分すること。（ただし、詳細については設置業者決定後、別途協議いたします。）

（5）衛生管理及び感染症対策

関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。

（6）災害対応型自動販売機

別紙『自動販売機設置施設概要一覧（その5）』中、特記事項に「災害対応型自動販売機」と記載されている場合は、指定された施設に災害対応型自動販売機を設置すること。

なお、設置業者は2024（令和6）年3月29日までに、釧路市と「災害時における救援物資提供に関する協定」を締結することとします。

5 使用料等

（1）設置業者の施設使用形態

設置業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、使用許可を受けた後に設置することとなります。

（2）設置期間

設置の期間は2024（令和6）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までとします。

（3）使用料等

次に掲げる額の合計額を毎月末日までに納入していただきます。

ア 屋内設置の場合

(ア) 自動販売機設置に係る当月分の電気料（設置機械仕様の使用電力により算定された額（日額×1ヶ月の日数））

※使用許可の始期又は終期が月の中途の場合は、当該月分は日割計算いたします。

(イ) 自動販売機に係る前月の売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に、今回提案された一定の率（歩合）を乗じて得た額

(ウ) 基本使用料 523円

イ 屋外設置の場合

(ア) 自動販売機設置に係る当月分の電気料（設置機械仕様の使用電力により算定された額（日額×1ヶ月の日数））

※使用許可の始期又は終期が月の中途の場合は、当該月分は日割計算いたします。

(イ) 自動販売機に係る前月の売上実績額（消費税及び地方消費税を含む。）に、今回提案された一定の率（歩合）を乗じて得た額

(ウ) 基本使用料 500円

(4) 実績の報告

各設置業者は、毎月10日までに前月の売上実績をそれぞれの施設を所管する部署に報告していただきます。

6 設置業者選定方法

(1) 設置業者の選定は公募型価格提案方式により行います。

(2) 参加を希望する方は、2の参加資格要件を満たしていることを確認のうえ、別紙様式により参加申請をしなければなりません。

(3) 参加資格要件を満たしている者による競争入札により、上記5(3)イによる提案された率が最も高い方を設置業者として選定いたします。この場合において、提案された率が同率の場合は、当該者による抽選により選定いたします。

7 入札参加資格の確認

当該入札に参加を希望する方は、次のとおり関係書類を提出しなければなりません。持参または郵送で受付します。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 添付書類

(ア) 会社概要書（様式第2号）

(イ) 会社更生法・民事再生法等回答書（様式第3号）

(ウ) 設置を予定している自動販売機の概要書（様式第5号）

(エ) 決算書 1部

- a 法人にあつては、直近の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
- b 個人にあつては、直近の所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む。）

(オ) 納税証明書（税務署発行の「納税証明書（その3の3）」 1部（コピー可）

(カ) 住民税納税証明書（参加表明書の提出者が住所を置く市町村発行） 1部（コピー可）

(2) 提出期間

2024（令和6）年2月5日（月）から2024（令和6）年2月15日（木）まで
持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
郵送の場合は、2024（令和6）年2月15日（木）までに必着

(3) 提出先

〒085-8505

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約担当

電話 0154-23-5151（内線 2265）

(4) 提出部数 1部

(5) 関係書類の配付

当該入札参加に関する関係書類は、釧路市総務部契約管理課契約担当において、この告示の日から配付いたします。また、釧路市ホームページにも掲載いたします。

(6) その他

関係書類を提出期限までに提出しなかった場合、及び入札参加資格がないと認められた場合は、当該入札には参加できません。

8 入札参加資格審査

関係書類提出後、入札参加資格について審査を行い、その結果を2024（令和6）年2月19日（月）に通知いたします。

9 質問及び回答

本件に関して質問がある場合は、所定の様式により質問書を提出してください。口頭による質問は受け付けません。

(1) 質問書の提出

ア 提出書類 「質問書」（様式第4号）

イ 提出期間 2024（令和6）年2月5日（月）から2024（令和6）年2月15日（木）まで

持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、2024（令和6）年2月15日（木）までに必着

ウ 提出場所 〒085-8505
釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総務部契約管理課契約担当

エ 提出方法 ウの提出場所に持参または郵送で提出してください。

（2）質問書への回答

2024（令和6）年2月22日（木）に釧路市ホームページへの掲載により回答いたします。なお、質問の回答は、本要項の追加又は修正とみなします。

10 現場説明

本要項及び別紙「自動販売機設置業者募集 説明資料」に記載の内容をもって説明とします。

11 入札執行の日時及び場所

（1）日時 2024（令和6）年3月8日（金）午後1時30分

（2）場所 釧路市役所本庁舎3階現場説明会場

（3）入札方法

ア 入札参加者は、所定の価格提案書に必要事項を記入し、提出していただきます。

イ 提案された率が最も高い方を設置業者として選定いたします。この場合において、提案された率が同率の場合は、当該者による抽選のうえ選定いたします。

ウ 代理人が出席する場合は、委任状を提出してください。

12 入札の無効

（1）価格提案書に記名又は押印がなされていない入札

（2）価格提案書の率を訂正した入札

（3）価格提案書の内容が確認できない入札

（4）本要項に示した条件を満たさない者が行った入札

（5）提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

13 その他

（1）設置業者決定後、使用許可条件を満たせなかった場合は、設置許可を取り消すことがあります。

（2）提出書類の作成に要する費用は提出者の負担とします。

（3）提出された書類は、当該業務の業者審査以外の用途には使用しません。

（4）提出された書類は、返却いたしません。

（5）前各項に定めるもののほか、入札参加者は釧路市契約規則その他関係法令を遵守すること。

(6) 本案件の設置業者となった場合は、市有施設(その4)の自動販売機設置業者となることはできません。

※本要項についての問い合わせ先

釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約担当

電話 0154-23-5151 (内線 2265)